

神戸市立工業高等専門学校国際交流活動の目的及び基本活動方針に関する規則

2023年4月1日

規則第113号

(目的)

第1条 この規則は、神戸市立工業高等専門学校（以下「本校」という。）の国際交流活動の目的及び基本活動方針を定めることを目的とする。

(国際交流活動の目的)

第2条 本校の国際交流活動の目的は、別記のとおりとする。

(基本活動方針)

第3条 前項の国際交流活動の目的を達成するための基本活動方針を以下のように定める。

- (1) 海外からの本校訪問を受け入れ、本校の学生及び教職員に国際交流の機会の創出に努める。
- (2) 海外への各種派遣事業の推進に努める。
- (3) 各種イベントの開催を通して、英語によるコミュニケーション力の向上とグローバルな視野の育成に努める。

(管理)

第4条 前項の基本活動方針の管理は、事務室総務課が行う。

(改廃)

第5条 この規則の改廃については、国際協働研究センターで協議する。

附 則

この規則は、2023年4月1日から施行する。

別記（第2条関係）

国際交流活動を通じて、本校の教育・研究における国際協働の推進を図るとともに、本校の教育目標に沿った国際社会で活躍できる人材を養成することを目的とする。